

第5章

タイ通貨危機後の経済社会政策

——政策決定過程の政治経済分析——

はじめに

タイでは1997年7月に通貨危機が発生し、IMFの緊急融資を受けて経済再建が進められている。この通貨危機はタイ一国にとどまらず、アジア周辺諸国へも波及していったが、危機への対応は国によって大きな違いがみられた。タイや韓国では制度的な民主主義がすでに確立しており、危機直後に民主主義体制下で政権交代が行われ、もはや軍部が政治の表舞台に登場することはない。両国は民主国家であるからこそ、反対勢力の意見表明の場も確保されたのである。これに対しインドネシアでは、通貨危機が政権の支配体制を揺るがす政治危機にまで発展していった。経済危機は32年に及ぶスハルト体制の崩壊を導き、国家体制を再構築する必要に迫られている。

本章では制度的な民主主義が確立しているタイにおいて、通貨危機が国内経済に及ぼした影響を考察し、タイ側関係者によってどのように経済再建へ向けた政策が実施されたのかを分析していきたい。これまで通貨危機をめぐっては、通貨危機が発生した原因を国際短期資本の急速な移動、あるいは危機当事国の政治介入を受けた不適切な経済政策のどちらかに求める議論が多かった。また通貨危機後の経済政策に関しても、IMFが提示した処方箋は、経済回復に効果があったのか、より景気を悪化させたかのいずれかの論

議に終始している。これらの議論では、危機に直面した国がIMFなど海外からの支援あるいは外圧を受けながら、国内のどの主体によって経済再建を目指した制度整備が図られ、実施に移されたのかが、必ずしも明らかとなっていない。本章では危機後の経済再建にあたり、タイの政府や主要なアクターが進めた制度改革のプロセスの検討を通して、他の危機当事国と比べたタイ政治経済の特徴、またタイにおける政策決定過程とりわけ危機時の対応の特徴を明らかにしていきたい。

通貨危機が政治体制の変革を迫ったインドネシアとは異なって、タイでは1992年の五月流血事件以降、政治勢力の一角を占めていた軍の影響力が大きく後退し、総選挙で第一党となった政党の党首が首相に就任して国政を運営する民主政治が続いていた。ただしタイの政党は政治理念や政策の実現よりも、閣僚ポスト獲得のための寄り合い所帯という性格が強く、選挙が行われるたびに政党の離合集散が行われている。このため経済政策の決定過程や法案の作成過程では、先行研究が分析しているように（末廣・東[2000: 13-21]）、1960年代から依然として経済官僚を中心とするテクノクラートが大きな影響力を発揮してきた。また1980年代にはいと経済成長にともなって、業界団体や経済団体、労働団体などの利益集団が台頭し、政府の経済政策に関して意見を表明する制度が整備されている。そこでまず第1節では、タイの経済政策決定過程における、これらアクターや制度の特徴を述べておこう。

次に第2節から第4節で、通貨危機後に政府が実施した財政金融政策や金融制度改革、企業の債務リストラ（再構築）、社会的影響緩和措置の三つに関して、それらの決定過程および内容を、アクターの果たした役割と関連づけながら分析していきたい。通貨危機直後に行われたIMFの引き締め政策は、予測の範囲を超えて景気の後退を招いたため、引き締め緩和を経て、景気刺激策へ転換することになった。また今回の通貨危機は金融危機が引き金となって発生しており、金融システムを改革するために健全性規制が強化されている。さらに企業の債務再構築を迅速に進めることは、経済再建に必要な資金を効率的に市場に戻すうえで欠かせない。他方、通貨危機で影響を受け

た社会的弱者に対しては、政府が雇用創出事業や社会保障制度を整備して、影響の緩和を図っている。これら三つの政策決定過程や内容を検討することで、タイでは如何にして経済危機に対応したか、また既存の制度が危機時にどのように活用されたかが明らかとなるであろう。

第1節 タイの政策決定過程におけるアクター

1. 民主化と政党政治家

タイでは1997年10月に新憲法が公布され、「民主化」の推進が前面に掲げられたが、民主主義を揺るがす対象となったのは、すでに政治的影響力を失った軍部ではなく、汚職や腐敗を繰り返す政党政治家であった。選挙前の新党結成や政党間の議員争奪（議員の所属政党変更）は、タイでごく普通の現象であり、中選挙区制⁽⁴⁾で選挙が実施されていたため政党が乱立し、比較第一党の獲得議席数は下院定数の過半数に遠く及ばず、複数政党の組み合わせによる連立内閣が政権を担当するのがタイ政治の特徴であった。タイの政党には、特定の経済団体、労働団体、農民団体などを支持母体にして、政策を実現するといった特色はなく、政治的な利権を求めて大臣の椅子を獲得するために集まった議員が多数を占めている。そのため政党内に、政策を立案する専門家が乏しく、経済閣僚にはテクノクラート出身者が外部から入閣することが多かった。しかしこの経済閣僚が構造改革を進めようとするほど、実業界とつながりのある政党政治家との対立が深まり、辞職を余儀なくされてきた。通貨危機が発生した1997年には、蔵相が3回も交代している。

通貨危機当時、タイで政権を担当していた新希望党のチャワリット首相率いる連立内閣は、軌を一にして発生した金融危機に有効な対策を打ち出せず、経済専門家の辞任も相次ぎ、国民から経済回復を期待できないと信任を失ったため、1997年11月に総辞職に追い込まれた。チャワリット政権の崩壊を受

けて、多数派工作が展開された結果、野党第一党の民主党のチュアン党首が連立内閣を発足させ、民主党の経済専門家が経済閣僚に就任して、経済再建政策が実施されることになった。チュアン首相は汚職と無縁の政治家として知られており、経済閣僚による政策運営でも、前政権の金融機関の保護に傾斜した政策は転換され、投資家の信認回復を重視した再建策が打ち出されている。しかし複数政党の連立内閣によって政治が行われている点に変わりはなく、また政策への批判勢力が民主主義体制では一定の影響をもっているため、抜本的な政策を迅速に進めるといふわけにはいかなかった。とくに当時の上院は、1996年にバンハーン政権下で職能別代表として任命された議員から構成されていたが、実業界出身の議員が経済制度改革関連の法案通過に抵抗を示した⁽²⁾。債務返済問題を抱えて事業が行き詰まった経営者の主張を代弁して、外国資本を利する法整備との抗議行動を展開したのである。

2. テクノクラートの政策立案

マクロ経済運営に携わるタイ大蔵省や中央銀行などのテクノクラートは、政治の介入を排しながら経済安定化政策を遂行し、1980年代後半以降の経済成長の基盤を構築したと評価されている。ただし通貨危機の発生を招いた為替政策の失敗は、事態の把握や機動的な対応という点で、1990年代にはいり中央銀行の組織的な調整能力が低下していたことを明らかにした(東[2000b: 132-134])。通貨危機後の中央銀行は、危機に至った原因究明と組織改革が進められ、IMFと連携を取りながら金融政策を実施して、金融機関の検査・監督も厳格に行っている。大蔵省では財政経済局がIMFとの交渉窓口となり、政策協定合意書(LOI)をとりまとめた。チュアン政権のターリン蔵相のもとで、3度にわたって経済回復政策が実施され⁽³⁾、とくに経済刺激や社会への影響緩和という観点から財政政策を発動している。

通貨危機後、チュアン内閣は破産法改正や外国人事業法など経済制度改革関連法案、また労働保護法などの早期成立を図った。これらの多くの法案の

改正作業への取り組みは、通貨危機が発生する以前から開始されていた。タイの法律制定過程は、次のとおりである。まず経済社会状況に条文を適応させるために、内閣や閣僚の方針で改正作業への着手が決定され、法案を管轄している省庁のテクノクラートあるいは各界から任命された委員会が草案を作成する。草案は閣議で検討され承認後、法制委員会で内容の再検討と条文の体裁が整えられ、再度の閣議決定を経て国会（下院，上院）に送付される。これまでは国会での審議に多くの時間を費やして、制定には何年もかかっていた。経済制度改革関連法案は1998～99年に成立し、通貨危機後に短時間で制定されたようにみえるが、破産法は1987年から法務省で、外国人事業法は1992年から商務省でテクノクラートが改正作業に着手し、法案改正委員会で議論が積み重ねられていたからこそ、早期の成立にこぎつけられたといえよう。労働関連法でも同様に、労働省のテクノクラートが重要な役割を果たしていた。

3. 利益団体の頂上組織

タイでは1950～60年代にかけて、資本家が経済団体を結成している。農産物などの業界団体から構成するタイ商業会議所連合(BOT)、製造業業界団体の頂上組織であるタイ工業連盟(FTI)、タイ地場の商業銀行が加盟しているタイ銀行協会(TBA)が、経済三団体である。1980年代にはいと経済成長にともない、政府は民間との連携や情報交換を重要視するようになり、経済問題解決のための官民連絡調整委員会(コーローオー)を組織した。同委員会は経済閣僚と経済三団体の代表で構成し、政府が経済問題に関する民間の意見を聞く場として開催され、事務局は国家経済社会開発庁(NESDB)に置かれている。同委員会で、民間側が政策立案に直接携わることはほとんどなく、タイの経済発展に積極的な役割を果たしたとする位置づけは過大評価であるが、経済界が政策に意見を反映させる制度が確立された点は重要である(末廣・東[2000: 41-43])。

経済三団体のなかでは、1980年代後半から工業製品の輸出が増加するにつれて、タイ工業連盟の影響力が増してきた。通貨危機以降は、債務返済問題を抱える製造業や商業の企業が属する経済団体よりも、債権者である金融機関の経済団体の方が発言力を強め、企業の債務再構築を進める枠組みも、銀行協会が主導的な役割を果たしている。

労働政策では1970年代半ばの一時的な民主化の時期に、内務省労働局の革新官僚が起草して労働関係法が制定され、労働組合の結成やナショナルセンターの設立が認められ、さらに労使交渉とストライキの権利が保障された。1970年代後半は再び軍政に戻ったが、政府は労働運動を一方向的に弾圧するのではなく、労働政策決定過程の制度整備を図り、分野ごとに政府代表、労働者代表、使用者代表によって構成される三者構成組織を設置した(浅見[2000a: 270, 275])。この背景には、社会政策として引き続き労働者の権利保障を維持しようと考えた革新官僚の努力や、政権側が支持基盤として労働団体を取り込もうと意図した点あげられる。三者構成組織には、最低賃金の決定や労働争議の解決にあたる委員会など19の委員会が設置されており、労働政策を決定する制度として定着している。

制度整備が進展する一方で、労働運動は1970年代後半以降、内部の路線対立から混迷を深めている。労働関係法では、15以上の労働組合または労働組合連合によって、全国組織の労働者団体協議会を結成できると規定したため、ナショナルセンターが八つも設立された。このように複数存在するのは、当初は政府側が労働者側の要求を拒否する手段として御用組合の設立を促したためであるが、その後は協議会内部の派閥争いで分裂を繰り返している。このナショナルセンターの乱立が、通貨危機により労働者がかなりの影響を受けているにもかかわらず、労働組合の発言力を十分に発揮させない一因となっている。

第2節 財政金融政策と金融制度改革

1. IMFのコンディショナリティ

タイ政府が外貨準備を補填する目的でIMFに緊急融資を要請してから、マクロ経済政策に関するコンディショナリティが課されることになった。すなわち(1)為替の安定、(2)財政の緊縮、(3)金融の引き締めを三つの柱とする総需要管理政策が導入された。金利を高い水準に保って、資本の海外流出をくい止め、為替相場の安定を図り、また歳出の削減や増税など緊縮政策を併用して、インフレや経常収支赤字の悪化を防ぐ、経済の安定を重視した政策である。

このような従来からの短期的な処方箋に加えて、今回の通貨危機では、IMFが当初から金融システムの改革など中長期的な制度整備を課題に掲げ、タイ政府に対して改革を迫った。通貨危機以前は金融機関が経営危機に陥った場合、金融機関再建開発基金(FIDF)から資金を投入して救済することがほぼ保証されていたので⁽⁴⁾、リスク管理を怠って放漫融資を拡大する経営者や、また政治家や官僚と結びついて不正融資を行った金融機関も現れた。放漫融資や不正融資はバブル経済崩壊後に不良債権化し、金融危機の発生へとつながっていった。政府は通貨危機後、これまでの保護行政を転換して、金融機関へ厳格に健全性規制を適用し検査・監督体制を強めている。

しかしIMFの総需要管理政策が導入されるにつれて、消費や投資は落ち込み、景気は予測の範囲をはるかに超えて後退した。かつてのラテンアメリカとは違いアジア諸国では、高インフレに見舞われることなく、財政も概して健全であったにもかかわらず、高金利政策や緊縮財政を実施したことは経済の急速な収縮を招いたのである。

また金融機関の整理・統合に関しても、当初の予想を上回り厳しい措置が断行されている。中央銀行は1997年3月に、自己資本増強命令など金融機関

の健全性規制を厳格に適用し始め、6月と8月に経営が悪化していたファイナンスカンパニー(FC)58社の営業停止を命じていた⁽⁵⁾。この58社の整理統合を検討する政府の委員会には、FCの延命策を講じたい政党政治家の圧力が日増しに強まり、干渉に耐えられなくなったアマレート委員長は辞任してしまった(Amaret [1998: 4])。しかし10月に新設された金融機関再建庁(FRA)は、58社の経営再建計画を審査・検討した結果、営業再開を認めた2社を除き、残り56社には清算措置を12月に下している。この実際の審査は、IMF・世銀の指定する国際会計事務所が担当し、破綻金融機関は閉鎖するという方針が貫かれた。

2. タイ銀行協会の政策要請

このように急激な変化をもたらしたIMFのコンディショナリティに対し、タイ銀行協会は金融政策や金融機関の監督を管轄する中央銀行を通して、次の2点を要望した⁽⁶⁾。まず金融政策に関しては、為替の安定を重視するIMFの高金利政策に対して、国内金融市場の実態を加味し、経済状況により柔軟な金利政策を採用するよう要請している。具体的にはFIDFの借入が、短期金融市場を極端に逼迫させ、金利をさらに上昇させていた。

すなわち金融危機が発生して信用不安が広がったため、政府は1997年8月に金融機関の預金と債権を保証する措置をとった。これはFIDFの融資によりまかなわれたが、FIDFは資金不足に陥り、短期金融市場からの借入で資金調達していた。そのことにより短期金融市場の歪みが拡大して、さらなる金利上昇要因となったのである。1998年にはいると商業銀行4行が一時国有化され、強制減資および経営陣の退陣と引き換えに、FIDFが増資に応じたため、FIDFの借入はますます増加した。中央銀行は長期債券を発行して、FIDFの債務を補填し、歪んだ金融市場の是正を図っている(Ministry of Finance [1998: 3-6])。

次にIMFは金融機関の健全性確保について、延滞期間に即した債権の分類

と貸し倒れ引当金を積み増したうえで、自己資本の充実を達成する国際基準の早急な適用を求めたのに対して、タイ銀行協会はこれらを即座に実行すると融資先の産業界に及ぼす影響が深刻になるとして、段階的な実施を要請した。中央銀行は健全性規制強化の方向性は堅持しつつ、経済状況をも考慮して、以下の措置の導入を発表している。まず不良債権の定義は、従来の延滞期間1年以上から、1998年1月より6カ月以上となり、同年7月からは3カ月以上に変更する。債権は延滞期間に応じ5分類して引当率を定め、1998年末から2000年末までに5回の期限を設けて段階的な積み増しを求めた⁷⁾。また金融機関の自己資本増強に際し、優先株と劣後債を組み合わせた証券(投資信託)を自力で発行して組み入れることを認めている。

3. 大蔵省によるマクロ経済運営

緊縮政策の採用によるタイ経済の急速な悪化にともなって、政権内でも景気刺激により経済回復を図る政策導入の必要性に関して論議が高まり、経済の安定を重視するターリン蔵相と回復を最大目的に掲げるスパチャイ経済担当副首相兼商務相との間で、経済政策をめぐる対立が生じることになった。安定重視派はIMFと同様に、為替相場の安定をマクロ経済政策の第1目標とし、そのための手段として金利を高い水準に保ち、実体経済の再建は次善の目標として財政面に対応する、と主張した。しかし高金利に加えて金融機関の信用収縮が起これ、政府は一般企業から集中的な批判を浴びせられた。他方の回復重視派は、まず通貨供給量の増加や金利の低め誘導で経済再建を目指し、為替相場は市場の動向に任せる、と主張している。ただしこの政策の実行も副作用として、インフレや為替の下落を招く恐れがあるため、回復を優先するとしても実施過程では安定に注意を払う必要がある。

経済実態の深刻な悪化を背景に、タイ政府はIMFとの交渉で、コンディショナリティで義務づけられた対GDP比1%の財政黒字(1998年度予算)と公共投資凍結の2項目に関して、条件の緩和を要請した。1998年2月に交わさ

れた第3次政策協定合意書では、IMFも実体経済を考慮した条件の見直しに応じて、対GDP比2%の財政赤字を容認し(表1)、為替安定後の金利引き下げにも言及している。タイ政府の経済政策は、これを境に引き締め政策から引き締め緩和へと転換し、大蔵省のテクノクラートにより財政面から対策がとられることになった。1998年5月の第4次合意書ではさらに、対GDP比3%までの財政赤字を認め、3度にわたり1820億バーツ減額していた1998年度予算を300億バーツ増額し、社会的な影響を緩和するプロジェクトへの配分を決めている。大蔵省では財政政策の効果を上げるため、予算の迅速な執行を図るとともに、赤字を補填する手段として国庫金を129億バーツ投入した(Supharat [1999: 98-99])。

タイ経済は1998年後半にようやく景気が底入れしたため、回復を軌道に乗せるためにさらなる景気刺激策の実施が必要となった。経済悪化が進みつつある時期に刺激策を行っても、消費や投資は手控えられて乗数効果は期待できず、財政出動にも限界がある。そこで経済回復の兆しが明らかになった段階で、大蔵省は引き締め緩和政策から、さらに進めて景気刺激策の実施に踏み切った。今回は外国からの借款を活用した景気刺激策を中心に検討して、金利が低下し緩和に向かいつつある金融市場に配慮している。1999年3月の第7次合意書では、中央財政の赤字を対GDP比4%とし(表1)、公共事業の

表1 IMFとの政策協定合意による財政目標

(%)

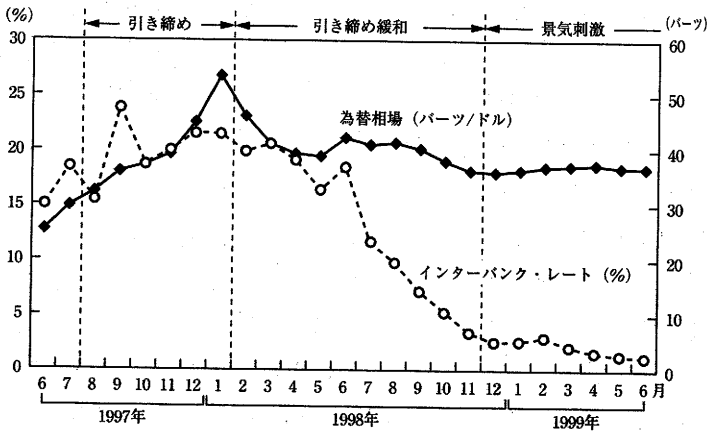
政策協定合意	財政年度	財政目標 (対GDP比)	財政目標	
			中央政府	国営企業と 地方財政
LOI 1 (1997年8月)	1998	1	1	0
LOI 2 (1997年11月)	1998	1	1	0
LOI 3 (1998年2月)	1998	-2	-1.6	-0.4
LOI 4 (1998年5月)	1998	-3	-2.4	-0.6
LOI 5 (1998年8月)	1999	-3	-1	-2
LOI 6 (1998年12月)	1999	-5	-3	-2
LOI 7 (1999年3月)	1999	-6	-4	-2

(出所) IMFとタイ政府の政策協定合意書 (Letter of Intent) 第1～7次より作成。

支出や減税による税収低下への充当を決定した。同月大蔵省は、財政支出と減税措置を併用した経済刺激および社会への緩和措置（経済回復政策第2弾）を発表している⁽⁸⁾。財政支出は新宮澤構想と世界銀行からの借款を原資に総額534億パーツに上り、経済刺激の速効性と失業者の収入補助に重点をおいた小規模な公共事業が選定された。また減税措置は民間消費の刺激を目的に、IMFのコンディショナリティで引き上げた付加価値税を2年間にかぎり10%から7%へ戻し⁽⁹⁾、小規模事業者の付加価値税免税と個人所得税の減免を実施して、総額547億パーツの減税効果を生み出すことが予測された。

このように通貨危機後の経済回復政策として、当初はIMFのコンディショナリティに従い経済安定化政策を採用したが、景気の予測を超える悪化をもたらしたため、大蔵省が主導して財政面から引き締め緩和、さらに経済刺激政策を実施した。財政政策ではとくに支出面において、経済危機で打撃を受けた国民を対象に公共事業が行われ、雇用創出や所得向上に効果があったと考えられる。初期の安定化政策は、外貨準備高の回復、経常収支の黒字化、為替の安定などには効果を発揮し、その後は金利も徐々に低下していった(図

図1 タイの金利と為替レートの変化



(出所) タイ中央銀行資料より作成。

1)。しかし金利がすでに低下しているにもかかわらず、金融機関の融資が伸びていないのは、不良債権比率が2000年末に17.9%と依然として高いため、経済回復の障害となっている(東[2001: 173-175])。金融機関は健全化規制にしたがって不良債権の引き当てをすでに完了しているが、景気が回復しなければ債権の不良化が進むため、担保の回収や企業の清算など抜本的な債権処理を進めるための政策導入が、次の課題となろう。

第3節 企業の債務再構築

1. 債務再構築促進委員会の設立

タイ企業の多くは1990年代初頭の経済成長期に事業拡張を図る過程で、オフショア市場などを通じて外貨借入から資金を調達していたため、通貨危機でパーツが下落すると、パーツ換算の債務が巨額に膨らみ、返済に窮するようになった。また通貨危機直後の高金利政策や景気低迷は、工場の操業継続に大きく影響を及ぼし、負債の利払いを停止する企業の続出を招いた。これまでタイでは企業が債務支払い不能に陥った場合、債権者が返済繰り延べに応じるか、民事訴訟を起こしていたが、既存の破産法の不備から問題の解決に10年近くを要するのが常であった。通貨危機で企業の債務処理問題が経済回復の大きな障害となると、債務再構築を効率的に行えるような制度改革の必要性が課題にのぼったのである。

IMFと1997年11月に交わした第2次政策協定合意書では、金融制度改革を進める措置として、破産法の改正と担保権の実行に関する法改正が明記された。金融機関の不良債権処理を進めるには、債務返済に直面した企業の倒産あるいは会社更生のルールを明確にして、経済再建に必要な資金を効率的に市場に流入させる必要がある。このIMFの勧告に従い、1998年3月に改正破産法が国会で成立し(同年4月施行)、新たに再建型の会社更生手続きが導入さ

れた。しかし改正破産法の施行後も、裁判所への会社更生申請件数はいっこうに増えなかった。

1998年6月に政府は、経済問題解決のための官民連絡調整委員会を開催し、民間経済界の経済政策に関する要望を聴取した。民間側からは、経済再建を図るために不良債権問題と企業債務問題の解決が難しい点が指摘された⁽¹⁰⁾。すなわち国内あるいは海外債権者、また有担保あるいは無担保債権者により利害対立が発生し、債権回収が混乱していたのである。そこで監督機関を設立してガイドラインを定め、現状維持状態から債権者が協力して債務再構築を進めるルール作りと手続き明確化の必要性が提唱された。

ガイドライン作成に関して、タワッチャイ銀行協会事務局長は次のような提案をしている⁽¹¹⁾。ヤワラートやサンペンなどの中国人街では、顧客が支払い不能に陥った場合、銀行の支店長の権限で訴えを起こさず、第三者が仲介して話をまとめる慣習があった。これを参考に、中央銀行が中立の監督機関となつて、債務再構築の私的整理を促進する構想がもちあがったのである。これは後述するように、1990年代初頭にイギリス中央銀行で採用されたロンドン・ルールを参照しているが、同じものではない。

IMFは当初、タイで中央銀行が監督機関となることに反対している。イギリスでは中央銀行が、金融・産業界から独立した権威をもつ機関とみなされているのに対し、アジアでは政府と企業が癒着していると考え、中央銀行が国内銀行を優先して外国銀行に不利な扱いをする懸念をもったためであった(Meyerman [2000: 305, 312])。しかしタイで整備された枠組みでは、中央銀行は私的整理の手続きを監督するだけなので、IMFも容認した。実際、債権者や債務者の監督や調整を担うのに中央銀行が最も適していた。また通貨危機直前の中央銀行は、組織的な調整能力が低下していたが、タイでは伝統的に中央銀行の独立性を重視していたのである。

官民連絡調整委員会の決定を受けて、債務再構築促進委員会(CDRAC)が設立され、法廷外において当事者間の自主交渉により迅速な解決を図る私的整理の制度作りが開始された。目的は、債務者が事業を継続でき、債権者は

法的処理よりも多くを回収できるように債務再構築を進めて、経済再建のための融資拡大や雇用を確保する点にある⁽¹²⁾。CDRACは独立機関で、政府委員3名(うち中銀総裁は委員長)、民間代表5名(タイ商業会議所連合会長、タイ工業連盟会長、タイ銀行協会会長、ファイナンスカンパニー(FC)協会会長、外国銀行協会会長)からなり、任務は債務再構築を促進するための政策を決定することと、当事者間の交渉が難航した場合に中立機関として交渉を促すことである。また小委員会は政府委員3名、民間代表代理5名、学識経験者1名からなり、毎週会議を開いて、債務処理実行のための提言や問題点の把握と改善策の検討を行う。事務局は中銀内に設置され、債務再構築の進捗状況把握と分析、政府・民間機関との調整(税制上の恩典など)を担当する。

CDRACではまず、債権者金融機関すべてが、債務再構築の枠組みに参加するよう取り決めた。そのうえで、債権者が複数にわたる大企業の債務再構築に関し、当事者の自主性で解決する原則(バンコク・アプローチ)を定め、民間5団体(債務者側2団体と債権者側3団体)が1998年8月に協定に署名している(Bank of Thailand [2000a])。この原則はロンドン・ルール⁽¹³⁾の枠組みを改良したもので、CDRACは情報の収集と提供の便宜を図る調整の役割に徹し、税制上の優遇措置を設けて当事者に債務処理交渉を促した。

しかし自主性に委ねたままでは進捗しなかったため、CDRACはその後交渉の仲介に乗り出し、進め方や期限を設定して交渉の進展をめざす方針に転換している。1999年3月の債権者・債務者間(DCA)および債権者間(ICA)の協定で、CDRACのこの新たな枠組み下における交渉のガイドラインに、民間5団体が合意した(Bank of Thailand [2000b])。新協定により関係者は拘束を受け、11のステップで交渉が進められる。期限を設定してそれまでに当事者間で合意に至らない場合は仲裁者を任命し、債権者集会で計画が承認されない場合は判定者を任命することになった。また期限内に合意に至らないときは、罰則を適用し、法的処理への移行を規定している。このようにCDRACの監督下で、民間経済団体が合意して私的整理の枠組みが整備された⁽¹³⁾。

2. 破産法の改正

1998年3月の破産法改正後も会社更生が進まなかったため、CDRAC監督下の私的整理の整備と並行して、より迅速な法的処理をめざした破産法の再改正に着手することになった。IMFが勧告した破産法の改正と担保権の実行に関する法改正は、タイ政府側の交渉窓口である大蔵省財政経済局法律グループを通して法務省に伝えられていた⁽¹⁴⁾。法務省では経済問題解決のための法律検討委員会を設置して、現行破産法の不備な点に関し関係者を集めて議論を交わし、改正案が5月下旬に閣議に送付されている。法制委員会で条文の体裁が整えられ閣議決定の後、草案が国会に送られたが、1998年11月から1999年2月にかけて反対派の抵抗を受けることになった。

上院で経済制度改革関連法案の審議を担当する特別委員会のメンバーが反対派の中心で、その論拠として法改正がIMFの押しつけである点、倒産が増加して社会に悪影響を及ぼす点などをあげ、外国資本の投資促進に便宜を図るのみであり、国を売り渡すものだと主張する者も現れた。当時の上院議員は任命制で実業界出身の議員が多くおり、債務返済問題を抱えて事業が行き詰まっていた経営者の意見を反映していた。これに対して政府側は、経済関連法の多くはIMFが要求する以前から改正の検討を積み重ねてきている点、不良債権問題を解決して経済回復を導くためには、破産法改正による手続きの迅速化が不可欠である点をあげ、倒産の増加や外資の優遇にはつながらないと反論した⁽¹⁵⁾。

経営の実権を手放したくないタイ企業の経営陣は、ナショナリズムに訴える戦術を繰り広げて抵抗した。1999年1月には議員団が訪米してIMFに破産法改正の猶予を陳情し、法案成立の引き延ばしを図った。しかし反対派の論拠は概して説得力を欠き、当初の予定よりは制定に大幅な時間を費やしたものの、草案の骨格に大きな変更はないまま1999年3月に改正案が成立している。政府が進めた法改正の方向性に関しては、不可避であったというのが大

方の認識であるが、成立を急いだことについては次のような問題点が指摘された (Surakiart [1999: 115-120, 127-129, 137-139])。まずIMFとの第4次および第5次政策協定合意書で、改正破産法の成立を1998年10月末までと設定したことについて、国会での法案審議を拘束するものだったとの批判を招いている。また重要法案の制定に際しては国会審議に入る前に公聴会を開催し、国民や利害関係者による意見表明の機会を設けるのが1997年憲法の本質であるが、政府は省略してしまった。さらに拙速な法律改正は一般論として、条文の部分改正が法律全体の精神にそぐわない、あるいは経済実態や事業活動とかけ離れるなどの危険をとまなっている。

このような反対派の抵抗や問題点の指摘を受けながらも、タイで改正破産法の制定に至ることができたのは、法務省においてIMFの勧告に先立つ1987年から改正の検討が進められており、破産法改正の意義が制定関係者の間で広く理解されていた点が大きいのである。タイの破産法はイギリス法をモデルにして1940年に制定されたが、清算型の破産手続きしか定めておらず、かつ手続きに時間を要する点が問題であった。1983～84年に発生した金融危機で改正の必要性が高まり、1987年に法務省に設置された破産法改正委員会で草案の作成にとりかかっている。法務省では再建型の会社更生手続きに関して、諸外国の法律の研究に取り組み、複数国の法律の考え方を取り入れようとした。また破産事件を審理する裁判所の機能や破産法上の管財官の役割についても検討を重ねて、専門裁判所の設立や法務省民事執行局に会社更生事務所の設置を決めた⁽¹⁶⁾。経済問題解決のための法律検討委員会には、法務省のテクノクラート以外に、中央銀行、FRA、証券監督委員会の法律担当者が委員として参加し、さらに国際法律事務所からも顧問として修正条項の審議に加わっている。このようにタイでは官僚や法曹関係者による事前の準備がかなり進んでおり、IMFの勧告はこの流れを加速したと捉えることができよう。

1998年4月施行の改正破産法ではまず、再建型の会社更生手続きが導入され、同手続きが裁判所に申請されると債務弁済、財産譲渡、訴訟提起は自動的に停止し、保全管財官の管理下に置かれる。更生計画策定人の選定に関し

ては、一般に(1)一時的に経営者を変更する方法、(2)債務者が引き続き経営に携われる方法の2通りがあり、イギリスやシンガポールなど大多数は前者で、モラトリアムの期間は債権者側が主導権を握る。タイの破産法も5年間は、更生計画人が経営を掌握する。後者はアメリカの連邦破産法第11条で、経営陣が更生計画の策定にあたる(Sutee [1999: 211-213])。タイの破産法の基本はイギリス式であるが、裁判所が更生計画人を任命する場合、経営再建に熟達した外部の人材が不足しているという難点があった。この点が法律検討委員会で議論になり、経営者が事業内容を熟知していることが考慮されて、債務者も計画策定に携われるよう修正された⁽¹⁷⁾。ただし債権者の3分の2の賛成により、債権者主導で更生計画人を任命できる⁽¹⁸⁾。

続いて1999年4月、破産手続きの迅速化を図るために、破産および会社更生事件を専門に取り扱う破産裁判所設置法と再改正破産法を施行した。破産法再改正の重要点として、(1)救済融資の促進、(2)債権者の組分けと更生計画承認条件の緩和があげられる。(1)は債務者の資金繰りに問題があることを知りながら行われた融資でも、債務者の事業継続が目的の場合は債権者への返済が可能となった(第94条2号)。(2)は更生計画の承認には債権者集会で、決議参加者の債権総額75%以上および過半数の賛成が必要であったが、債権者を大口担保債権者(債権総額の15%以上を保有)、他の担保債権者、一般債権者、劣後債権者に組分けし(第90/42条の2)、いずれかの組で75%以上の賛成が得られ、かつ全体の賛成票が決議参加者の債権総額50%以上に達していれば承認されるようになり(第90/46条)、多数債権者の合意を少数債権者に受け入れさせる制度となった。

3. 債務再構築の進展

タイでは債務再構築を促進する制度として、金融機関が顧客先と再建計画を作る従来の方法以外に、上述のようなCDRAC監督下の私的整理と破産裁判所を通じた法的処理の枠組みが整備され、いずれの方法も改正を重ねなが

ら処理の迅速化が図られている。これらの制度整備により、1999年後半から債務再構築交渉は徐々に進展している(表2)。CDRAC傘下の債務再構築対象企業は、当初債権者および債務者の経済団体が提出した企業リストから選ばれていたが、対象を大企業から中小企業にも拡大し⁽¹⁹⁾、また税制上の優遇措置などCDRACのガイドラインに沿った交渉の利点が債務者に理解されると、枠組みに参加する企業が増えていった。また改正破産法では、債務者が経営の実権を失わずに更生計画を進められる機会が開かれており、その点が理解されて、債務者自身による会社更生申し立ても増加している。

債務再構築を促進する私的整理および法的処理に関して、それぞれの長所と短所を考えておこう。当事者間で話し合う私的整理の長所は、弁護士を雇う費用や審理に費やす時間などのコストが法的処理よりも少なくてすむ点、破産を回避し非公開で更生計画を策定できる点にある。タイのCDRACでは、現状維持状態から自主交渉を行い、債権者集会での更生計画承認は法的処理と同じ枠組みなので、効率的な方法として私的整理が活用されている。しかし私的整理では、保全処分がないため担保債権者と無担保債権者間で利害衝突が発生することがあり、また合意された債務返済計画には法的拘束力がなく、参加していない債務者が訴訟を起こす可能性がある(Nipon [2000: 5-7, 30-41])。これに対し法的処理は、債権額に応じた債権者の権利を保障する一方、保全処分後に個々の債権者は訴訟を起こせなくなり、非協力的な債権者が法廷外で交渉することを防止する。また多数派の債権者が合意した計画を、少数派の債権者に強制できる。他方で法的処理の短所は、更生計画の承認により債務者は権利を失い、また中小の債権者は債権放棄を求められる可能性が高いことである。

タイで整備された債務再構築の制度は、次のような特徴を備えているとまとめられよう。債務再構築に関して裁判を通じてのみ処理することは、債務件数や総額が膨大で裁判所の処理能力を超えていた。そこで債務処理問題に直面した経済団体は、私的整理に関する認識を深め、その長所を活用するために、官民協力でCDRACという制度を構築した。私的整理では法的処理と同

表2 企業債務再構築の進展状況

① 金融機関による融資先企業との債務処理交渉 (単位: 件, 100万パーツ)

	件数			債務額		
	交渉中	交渉終了	終了割合(%)	交渉中	交渉終了	終了割合(%)
1998年6月	791	40	4.8	217,212	3,860	1.8
1998年12月	7,405	9,015	54.9	690,480	156,865	18.5
1999年6月	20,146	75,937	79.0	1,031,394	565,998	35.4
1999年12月	26,199	173,709	86.9	1,120,513	1,072,095	48.9
2000年6月	48,517	268,867	84.7	813,504	1,589,369	66.1
2000年12月	76,251	352,196	82.2	386,854	1,953,520	83.5

② CDRAC監督下の企業債務再構築交渉 (単位: 件, 100万パーツ)

	件数			債務額		
	交渉中	交渉終了	終了割合(%)	交渉中	交渉終了	終了割合(%)
1998年6月	351	2	0.6	670,527	3,799	0.6
1998年12月	263	11	3.1	480,015	47,737	7.1
1999年6月	689	52	7.2	1,239,000	244,000	16.2
1999年12月	1,212	1,088	19.5	605,436	511,843	22.0
2000年6月	783	4,237	44.1	201,626	964,339	37.3
2000年12月	581	6,239	54.5	59,008	1,155,363	44.5

③ 中央破産裁判所の事業更生手続き (単位: 件)

	更生手続き申請	更生手続き取り下げ	更生手続き適用命令	更生計画認可	更生計画不承認	更生計画策定中
1998年4月10日～ 1998年10月10日	9		3	3	0	0
1998年10月11日～ 1999年4月21日	9		7	4	3	0
1999年4月22日～ 1999年10月31日	12		12	11	1	0
1999年11月1日～ 2000年4月30日	36	5	31	26	0	5
2000年5月1日～ 2000年10月31日	83	8	75	14	4	57
2000年11月1日～ 2001年3月9日	33*	3	16	0	0	16
合計	182	16	144	58	8	78

(注) ②の終了割合は、CDRAC監督下の債務再構築対象企業合計に占める割合で、CDRACで合意に至らない場合は法的処理に移行。

③の更生手続き申請33件(*)のうち14件は、中央破産裁判所で更生手続き適用を審査中。

(出所) ①と②はタイ中央銀行債務再構築事務局, ③はタイ法務省会社更生事務所。

じ枠組みを採用し、まず私的整理で更生計画の効率的な策定を目指している。そして私的整理で合意に至らない場合は、自動的に法的処理に移行することになった。また私的整理で合意した場合でも、更生計画の強制力をもたせるために法的整理へ移行することもある。このようにタイで債務再構築が進展しているのは、私的整理と法的処理の相互補完的な役割によるところが大きいと考えられる。

第4節 労働・社会保障政策

1. タイの労働市場と失業の増加

通貨危機にともなって生じた不況は、給与の削減や失業問題を引き起こし、労働者に深刻な影響を及ぼすことになった。1990年代前半の経済成長期には、急速な勢いで賃金が上昇し労働力が不足していたが、一転して工場の操業短縮や営業停止が広がって、労働者は賃金や各種手当の切り下げ、さらには解雇に直面したのである。経済危機によって、タイの労働市場はどのように変化したのか、労働者は組合運動を通してどう対応したのか、また政府は社会的な影響を緩和するための政策をいかに実施したのかをみていきたい。

国家統計局(NSO)の労働力調査では、年に4回全国規模のサンプル調査を実施している。タイでは就業人口の約半分が農業を中心とする第一次産業に従事し、農繁期(雨季)と農閑期(乾季)では失業率にかなりの差が生じるので、前回調査と比べた数字の変化はあまり意味がない。そのため各期の調査と1年前を比較して、失業率の傾向をつかむことにしよう。前年同期比で失業率が増加しているのは、1998年2月(4.6%)から1999年5月(5.3%)まで6期にわたり、1999年8月以降はようやく前年同月比で減少に転じている(表3)。すなわち1997年7月に通貨危機が発生して、半年後には失業問題が悪化し、約1年半は深刻な状況が続いていた。

ただし他国の失業率と比較すると、タイで最高を記録した5.3%は高い数字とはいえない。この原因としてタイでは、週に1時間以上働いた者を就業者に分類しているため、それ未満となる失業者の定義がきわめて狭い範囲に限られている点があげられよう。そこで週30時間未満しか働かない者を不完全就業者として、労働人口に占める割合をみると、1998年2月には10.1%を占めている。他に失業率が低い原因として、タイの労働市場は部門間および地域間で就業者がかなり移動する特徴をもっている点、さらに所得の減少は失業率の変化よりも賃金の変化がより寄与している点が考えられる (Sauwalak and Cheta [1999: 7, 17, 21])。

通貨危機後に部門間および地域間で、タイの労働市場にどのような変化があったのかを確認しておこう。産業部門別で1997～99年に最も失業者が急増したのは建設業で、製造業が続いている。他方でサービス業では就業者が増加し、商業でも乾季には従事者が増えた。農業は1997～98年では就業人口が減少しているが、1998～99年には増加に転じている(表4)。これらのことから、建設業および製造業で職を失った労働者の一定部分は、サービス業や商業あるいは農業に移ったことが推測できる。フォーマル・セクターで働いていた労働者は、工場の操業短縮や閉鎖によって、インフォーマル・セクターへの移動を余儀なくされている。

次に地域間の労働力移動を検討しよう。1997～98年(乾季)に都市から農村へ移動した労働力は、地域間移動全体のなかで38%から45%へ増加している。他方で農村から都市へ向かった労働者は、23%から13%へ減少した。通貨危機の影響により、都市で職を失った労働者の多くが農村に帰省したためである。このようにタイでは、農村部が後背地として帰省者の生活を支えるクッションの役割を果たし、他国に比べて失業問題がそれほど深刻にならなかった。通貨危機当時は、世界的な異常気象の影響もあって、一次産品価格が高騰しており、輸出農産物を生産するタイ農民の所得が上昇したことも、失業者を受け入れることができた要因であろう。

しかし農村部はあくまで一時的に受け入れただけであり、労働力を恒久的

表3 タイの労働力人口と失業率

	(単位：100万人)																			
	1996				1997				1998				1999				2000			
	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	
労働力人口	31.90	32.50	32.75	32.00	33.56	32.14	32.17	33.35	32.72	32.62	32.76	33.02	32.47	32.86	33.09	33.80				
就業人口	30.10	30.38	32.23	30.27	33.16	29.41	28.55	32.14	30.97	29.86	29.65	31.90	31.23	30.30	30.29	32.83				
失業人口	0.64	0.60	0.35	0.70	0.29	1.48	1.61	1.14	1.46	1.70	1.74	0.98	1.06	1.41	1.35	0.81				
季節待ち	1.16	1.47	0.16	1.36	0.10	1.25	2.00	0.08	0.28	1.06	1.37	0.14	0.18	1.15	1.45	0.16				
失業率(%)	2.0	2.0	1.1	2.2	0.9	4.6	5.0	3.4	4.5	5.2	5.3	3.0	3.3	4.3	4.1	2.4				

(注) 1997年は5月に調査が実施されず。1998年以降は11月にも調査を実施。タイの農繁期(雨季)は6~12月。
(出所) タイ首相府統計局。

表4 産業別就業人口の変化

	(単位：100万人)														
	乾季(2月)						雨季(8月)								
	1997	1998	1999	1997~98%	1998~99%	1997	1998	1999	1997~98%	1998~99%	1997	1998	1999	1997~98%	1998~99%
就業人口計	30.27	29.41	29.86	-2.8	1.5	33.16	32.14	31.90	-3.1	-0.7					
農業	11.94	11.64	12.46	-2.5	7.0	16.69	16.47	15.42	-1.3	-6.4					
製造業	5.00	4.92	4.84	-1.6	-1.6	4.29	4.19	4.38	-2.3	4.5					
建設業	2.98	2.04	1.56	-31.5	-23.5	2.02	1.28	1.28	-36.6	0.0					
商業	4.60	4.74	4.79	3.0	1.1	4.60	4.46	4.72	-3.0	5.8					
輸送業	1.10	1.07	1.09	-2.7	1.9	0.98	0.92	0.99	-6.1	7.6					
サービス業	4.40	4.73	4.87	7.5	3.0	4.34	4.58	4.88	5.5	6.6					
その他	0.25	0.27	0.25	8.0	-7.4	0.24	0.24	0.23	0.0	-4.2					

(出所) タイ首相府統計局。

に吸収する機能は有していない点に注意する必要がある。タイの農業は、1980年代以降の経済成長にともなって急速に省力化を進めており、稲作などではもはや新しい雇用を生み出していない。工業化の進展によって、農村部の若年齢層や高学歴労働者は都市部の労働市場に吸収されてきたのであり、その影響は雇用賃金の上昇となって農村部にも波及していたのである（東[1998: 80-83]）。また農村部の家計所得の内訳では、農業所得以外に出稼ぎ労働の仕送りが一定割合を占めており、通貨危機の影響でこの部分の収入が大幅に低下したことは、農村の貧困層を増やすことになった。

それでは通貨危機後に失業率が上昇した点に戻って、解雇者が急増した実態をみておこう。労働社会福祉省が集計した解雇者数によれば1996年は5015人にすぎなかったが、1997年には4万1927人、1998年には5万1960人に増加した（Ministry of Labour and Social Welfare ed. [各年版]）。しかしこの数字は、事業者が自主的に報告した解雇者数にすぎず、報告をせずに行った解雇者数を反映していないので、実際にはこれをはるかに上回る。

従業員数が多い事業所に限ってであるが、社会保障制度への加入者の減少から、より実態に近い数字を把握することができる。タイでは従業員10人以上の事業所は、社会保障制度への加入を義務づけられ、事業者は給与の一定割合を社会保障局に支払わねばならない。そのため従業員との雇用関係を解消した場合、事業者は直ちに届け出て、負担部分の支払いを停止する手続きをとるであろう。1997年9月には加入者が620万2630人に達していたが、その後減少して1999年1月には540万7424人にまで落ち込んでいる（Social Security Office）。つまり通貨危機後1年あまりで、79万5000人が解雇などで社会保障制度の資格を失った。

解雇をめぐる労使紛争の増加に関しては、労働裁判所で審理される訴訟件数で確認しておこう。1991～96年は毎年1万件前後で訴訟件数が推移しているが、1997年は1万7140件、1998年は2万2361件に急増し、1999年になってようやく1万8899件とわずかに減少した（表5）。この訴訟の多くは、労働保護法に定められている解雇手当が支払われないことを理由に、労働者が使用

表5 タイにおける労働争議とストライキ・ロックアウト (1986~99年)

	労働争議 件数合計			ストライキ 件数合計	合法	合法	違法スト	労働裁判所 訴訟件数
		うち合法	うち違法		ストライキ	ロックアウト	ロックアウト	
1986	248	168	80	27	9	4	14	7,744
1987	200	145	55	22	4	6	12	6,293
1988	208	120	88	33	5	2	26	6,774
1989	191	85	106	44	6	5	33	7,421
1990	297	127	170	71	7	2	62	7,768
1991	279	135	144	68	7	7	54	9,173
1992	370	195	175	103	20	14	69	9,329
1993	417	184	233	147	14	9	124	11,384
1994	523	165	358	69	8	7	54	9,833
1995	793	236	557	91	22	17	52	11,202
1996	661	175	486	92	17	1	74	10,327
1997	699	187	512	105	15	8	82	17,140
1998	461	121	340	48	4	4	40	22,361
1999	487	183	304	63	3	13	47	18,899

(出所) Ministry of Labour and Social Welfare, *Year Book of Labour Statistics* 各年版および労働裁判所の内部資料。

者を訴えているものである。通貨危機後に使用者側との交渉で解決に至らない紛争が増え、労働者は権利の保護を求めて法的処理へ持ち込んだのである。

さらに以上の数字はなお過小であり、それよりもはるかに多くの解雇が実際には行われた。1980年代後半以降タイでは、需要の変動が激しい建設業や自動車組立工場などで、雇用を調整する方法として、人材派遣会社から短期の臨時労働者を雇用する慣行が広まった。これらの企業では、契約期間を終えるたびに雇用契約を更新し、そのなかから有能な人材を正規従業員として採用するようになっている。通貨危機後の需要の低迷により、企業は真っ先に臨時労働者の契約更新を打ち切った⁽²⁰⁾。この例のような実質的な解雇を含めると、通貨危機後1年あまりに、約100万人が職を失ったとみられる。

2. タイの労働組合と運動の停滞

通貨危機の影響で給与の引き下げや失業に直面した労働者は、どのような方法で克服しようとしたのか。すでにタイでは一般に労働者は労働団体を結成して、交渉などを通して労働者の権利を主張することが制度として定着している。そこでタイにおける労働組合の組織や活動はどうであったのか、また通貨危機に対応していかなる運動が展開されたのかをみていきたい。

タイでは労働関係法の規定に基づき、同一の使用者(企業別)あるいは同一の業種(産業別)に従事する労働者が10人以上集まれば労働組合を結成することができる。労働社会福祉省に登録された労働組合数は、1991年2月のデータにより国営企業労働者の組合結成が禁止されたために減少したことを除けば⁽²¹⁾、1972年以降増加を続け、1996年には1015組合に達した。しかし通貨危機の影響で、1997年には968組合に減少している(Department of Labour Protection and Welfare, Ministry of Labour and Social Welfare)。事業所の経営が悪化すると、使用者は解雇の対象として組合活動家に目を付け、また労働者も解雇を恐れて組合の設立を断念する例が多いためである。ただ組合を設立しにくい状況は、何も通貨危機時に限られたことではない。1997年の総組合員数は約27万人で、農業従事者と公務員を除いた労働人口の約3%にすぎず、このようにきわめて低いタイの組合組織率では、交渉の場における労働側の影響力は限定されよう(バンディット[1999b: 34])。

また労働組合の全国組織(ナショナルセンター)である労働者団体協議会は、複数の協議会設立を妨げるような規定が労働関係法にはないため(浅見[2000a: 266-268])、これまで分裂を繰り返して乱立し、1997年には8組織が登録されている。各協議会の間では、労働運動を進める方針の違いが明確にあるわけではないにもかかわらず、何回か試みられてきたナショナルセンター統合への動きは、いずれも組合執行部の主導権争いで挫折してきた。加盟単組を横断的に擁する強力な全国組織の不在が、労働側の交渉力を弱めている。

通貨危機の影響を受けて労働組合数は減少していたが、労働運動の停滞は労働争議やストライキの件数にも現れている。労働社会福祉省の統計によれば、労働争議の件数は1996年に175件、1997年に187件であったが、1998年は121件にとどまった(表5)。労働者側が、使用者から解雇などの報復手段に出られることを恐れたことや、経済不況のもとでは賃金や諸手当の引き上げを要求しても獲得が難しいことを考慮したためであろう。同様にストライキ件数も、1996年の17件、1997年の15件から、1998年には4件に減少した。実際にはこれ以外に、労働関係法に従わない違法ストライキが発生しているが、その件数でも、1996年に74件、1997年は82件にのぼったが、1998年は40件にすぎない。労働組合は経済危機にともなう雇用不安のなかで、ストライキを打つ力がなかった。しかし労働裁判所への訴えが増加している点からわかるように、解雇をめぐる労使紛争は深刻化していたのである。

労働社会福祉省が集計した解雇者数を産業別にみると、1997年には金融業や不動産業、1998年には繊維、電機・電子、自動車・部品、衣料産業の事業所において、多くの解雇が発生している(表6)。今回の通貨危機は、バブル崩壊で不動産需要が減退し、金融機関の不良債権増加による経営危機が引き金となって発生したため、まず不動産や金融業でリストラが行われた。とくに政府は1997年12月にファイナンスカンパニー(FC)56社の閉鎖を決定し、多くの従業員が職を失っている。また通貨危機直前の1996年には輸出が前年比1.8%(ドル建て)減少していたが、これは労賃の上昇による輸出製品の競争力低下が主因で、労働集約型の繊維工場では操業継続が困難となり、大量解雇が実施された。さらに主に国内市場向けに製造していた自動車産業などでは、通貨危機後に需要が落ち込んで不況が続き、工場稼働日数の縮小や閉鎖で失業が発生している。

ここでは解雇手当をめぐる激しい労使対立に発展したタイ・メロン・テキスタイル社の労働争議を取り上げよう。同社は、川上から川下まで繊維の全生産工程を垂直的に統合する企業集団スックリー・グループのなかで、紡績と織布工程の生産を行っていた。1980年代には主に国内市場向けに販売して

表6 業種別解雇者数 (1997~98年)

	事業所数		解雇者数	
	1997	1998	1997	1998
衣 料	16	22	1,590	3,485
織 維	25	18	4,039	8,147
金 融 機 関	77	48	5,111	2,005
電 機 ・ 電 子	32	76	3,500	6,076
自 動 車 ・ 部 品	73	57	3,551	4,881
鉄 ・ 金 属	25	49	892	2,244
サ ー ビ ス 業	90	125	1,678	1,816
不 動 産 開 発	138	100	4,495	2,765
卸 ・ 小 売 業	95	221	1,178	1,878
そ の 他	332	333	18,721	17,190
合 計	903	1,049	44,755	50,487

(出所) 労働社会福祉省労働保護・福祉局。

利益を稼いできたが、新型機械の導入による生産性の向上を怠ってきたため、製品の競争力低下により経営の悪化を招いている(東[2000a: 132-134])。同社およびグループ企業で同じ紡織工場であるタイ・アメリカン・テキスタイル社は、1997年5月に電気代を滞納して電気を止められ、2週間の操業停止を余儀なくされた。この際に経営者側は人件費抑制という理由で、2社合わせて835人の労働者を解雇したが、法定の解雇手当を支払おうとしなかったため、労働者側との間で争議が発生した。労働社会福祉省が調停に乗り出し、ようやく解雇手当が支給されている。

タイ・メロン・テキスタイル社の経営は、通貨危機後ますます悪化し、1998年7月には再び操業を停止した。資金繰りが窮していたところに、主要取引銀行が新規融資を取りやめたためである。経営者側は債務整理を進めるとの理由で、労働者の解雇と解雇手当の支払いを発表し、事態の混乱を招かないよう政府側にも協力を求めた。同社は翌8月、ついに事業の完全閉鎖に追い込まれ、4826人の労働者は解雇が決まった。タイ・アメリカン・タイ・メロ

ン・テキスタイル労働組合は、操業停止以降、工場敷地内で抗議行動を続けてきたが、工場閉鎖の報を受けて、一部が首相官邸前へ移動し、解雇反対と解雇の場合は法定解雇手当に加えて、以前、経営者側と合意していた年齢に応じた特別手当（退職一時金）の支給を要求した（Bandhit [1999: 359-361]）。

同労働組合の争議に対して、上部団体である全国組織のタイ労働評議会（LCT）および、同工場が位置するランシット地区労働組合グループが積極的に支援した⁽²²⁾。通貨危機後の工場労働者の解雇では、規模が最大であったからである。経営者側は代表を派遣して交渉しようとはせず、法定解雇手当の全額支給は遅れ、特別手当の支払いも拒否し続けた。労働争議は法定解雇手当の全額を労働者が受け取って終息し、特別手当の支給に関しては労働裁判所で争われることになった⁽²³⁾。

通貨危機後は事務職労働者に対しても、大規模な解雇が行われている。政府が1998年8月に発表した金融制度再建計画には、銀行の整理統合策が盛り込まれ、吸収合併や一時国有化措置がとられる銀行が多いなかで、バンコク商業銀行は唯一閉鎖が決定した。銀行はFCに比べて、規模が大きく歴史も長いいため、閉鎖の影響ははるかに大きい。同行の従業員5300人は、不良債権を移管する資産管理会社に約1000人が採用されたものの、残りの大多数は11月いっぱい解雇が決まった。同行の経営が悪化した大きな要因は、政治家の介入による乱脈融資にあるため、その責任を転嫁された従業員は処遇の改善を求めている。10月に従業員は首相官邸前で集会を開き、大蔵大臣に対し他の国営銀行での採用や特別手当の支給などを要求したが、ほとんど獲得できなかった（Bandhit [1999: 364-366]）。

3. 政府による社会的影響の緩和措置

通貨危機後、タイ経済は2年連続でGDP成長率がマイナスとなり、深刻な不況に陥って失業が急増したため、政府は社会的な影響を緩和するための措置を実施に移している。政策としては、労働者の権利強化や社会保障制度の

拡充などの制度整備、また雇用の創出や労働者の技能向上を目指したプロジェクトがあげられ、実施に際し国際機関や外国政府の支援を受けた。これらソーシャル・セイフティネットの整備が、タイではどの段階まで進展しているのか、政策決定過程で労働者側の要求がどの程度まで受け入れられたのかをみていこう。

タイの労働者保護に関する法律は、1972年の革命団布告103号に基づき「労働保護に関する内務省令」として定められていたが、1996年に国際労働機構（ILO）の規準に即して改正作業が進められ、ようやく1998年2月に新労働保護法が公布されて8月から施行の運びとなった。主な改正点は、法定解雇手当の引き上げ、所定労働時間の短縮、有給休暇の増加、時間外労働の制限、男女平等規定、女性労働と児童労働の保護、職場環境の監視強化などである⁽²⁴⁾。労働者の権利が強化されて、雇用に関する規制が強まるため、経済団体は見直しを要求していた。とくに法定解雇手当は、10年以上勤務した労働者に対する支払い下限が最終賃金の180日分から300日分に引き上げられ（第118条1項）、通貨危機後に事業所の都合で解雇された労働者への補償を拡充している。また経営者の逃亡や事業所の倒産で解雇手当を受けられなかった労働者に対して、労働保護法に違反した事業所からの罰金などで労働者援護基金を創設して支給することが、労働者側が強く補償を要求したことにより実現した（第126条、第133条）⁽²⁵⁾。

最低賃金制度は1972年から導入されており、政府側、労働者側、使用者側の三者の代表で構成する賃金委員会が決定して、政府に勧告する。タイの事業所の多くは、工場労働者の初任給を最低賃金に設定し、毎年賃金引き上げ率も最低賃金上昇率と同じにする慣行が普及しているので、最低賃金が労働者に及ぼす影響は大きい。通貨危機発生後、使用者協会⁽²⁶⁾や経済団体は最低賃金の引き上げに強く反対し、またIMFとの第1次政策協定合意書でも、公務員の給与をインフレの範囲内にとどめ、同様に民間賃金の抑制が取り決められた。労働者側は生活維持のため物価上昇に見合った引き上げを要求したが、1997年9月の賃金委員会では、バンコク首都圏で1998年から5パーツ

引き上げて162パーツとすることにした。これは引き上げ率にすると3.18%と、過去10年間で最低であり、5～8%に達した物価上昇率を大きく下回っていた。翌年になると不況はますます深刻化したため、1998年10月の賃金委員会では、経済が回復するまで最低賃金を凍結する決定が下された。労働者側はメーデーで、物価上昇を勘案した6カ月ごとの最低賃金改定を要求項目に掲げようとしていたが、結局、政府側に公共料金の引き上げ抑制など補償措置を要請するにとどまった (Bandhit [1999: 319-321, 357-358])。新労働保護法では、労働者側の反対にもかかわらず、使用者側の要求が通り、中央賃金委員会のもとに各県の賃金委員会が設置され、県ごとに最低賃金の決定を下す制度に変更されている (第84条, 第87条)。

タイでは1990年に社会保障法が成立し、1991年3月から20人以上の民間事業所を対象に、病気、死亡、傷害、出産についての保険制度が整備された。1993年9月からは10人以上の事業所を対象を拡大し、1997年末の加入者は608万人、加入事業所は9万カ所に達している。従業員給与の1.5%を、政府、労働者、使用者の三者がそれぞれ拠出して基金を作り、運営は労働社会福祉省社会保障局が行う。しかし通貨危機が発生するまで、タイにおいて退職金や年金の給付は公務員や一部の大企業に限られていた。危機後はソーシャル・セイフティネット拡充の観点から、社会保障制度のうち老齢年金、児童手当、失業保険への適用拡大、また拠出金の負担割合をめぐる議論が行われている。また通貨危機にともなう緩和措置として、解雇者に対する社会保障の適用を1999年後半は6カ月から1年へ延長し、三者の拠出割合を2002年までにかぎり1.5%から1%へ引き下げた⁽²⁷⁾。

老齢年金に関しては貯蓄奨励政策という意味もあることから、大蔵省に制度のあり方を議論する老後のための貯蓄政策委員会が設置された。委員会では労働者側の代表も意見を述べたが、1998年12月から施行された老齢年金と児童手当に関しては、政府が社会保障基金に拠出する必要はないとする政府案に押し切られている。政府側の主張は、大多数の国では政府が拠出しておらず、拠出は労使の義務であって、長期にわたる財政負担は他の社会インフ

ラ整備事業に影響を及ぼす点、国民から集めた税金を60万人にすぎない加入者にのみ給付するのは不公平な点、政府は制度の運営に関わる費用を負担している点などであった。これに対して労働者側は、社会保障支出は政府予算の約1%にすぎない点、労働者は給与捕捉で税金を徴収されており、また労働者の仕送りで農村の収入も増加する点などをあげ、通貨危機で最も影響を受ける労働者の社会保障に政府が役割を果たすべき、と反論している (Bandhit [1999: 327-328, 346-348])。

労働社会福祉省は1998年に社会保障法を改正して、社会保障制度の既存の4種類に関しては、政府も労使と同じ割合を拠出するものの、新たに適用される老齢年金、児童手当、失業保険については、「三者が同じ割合」という文言を削除した。負担割合に関しては、社会保障三者構成委員会で審議され、1998年12月から実施する老齢年金と児童手当への供出は、1999年まで三者とも給与の1%、労使の二者は2000年に2%、2003年に3%へ引き上げる(政府は1%に据え置き)⁽²⁸⁾。老齢年金の支給開始年齢は55歳から60歳へ繰り上げるように法改正することも検討されたが、労働者側の要求で55歳のまま据え置かれた。しかし世界銀行は、制度の長期的な持続を考慮すれば、基金の収入を確保し支給額を増やすために60歳支給が望ましく、また財政に負担をかけない制度を提言している (Heller et al. [1998])。

失業保険に関しては、通貨危機後に失業問題が深刻化したことから、労働者側は早期の適用を要求して、1998年9月には首相官邸前で集会を開いた (Bandhit [1999: 327, 348-350])。社会保障法で失業保険の開始時期は別途、勅令で定めることになっている(経過規定、第104条)⁽²⁹⁾。労働社会福祉省ではILOの調査報告が2001年からの導入を勧告したこともあり、ようやく実施に向けた取り組みを開始した。ILOの報告書が、失業保険の通貨危機直後の導入を時期尚早とした主な理由は、実施体制が未整備のためである。すなわち職業紹介事務所の職員を5倍に増やすとともに、失業者の登録や求人情報のデータベース化、失業者の資格確認検査体制などを整える必要がある (Social Security Office)。

社会保障制度の拡充は、ソーシャル・セイフティネット整備の観点から早急に取り組むべき課題であるが、国際機関およびタイ政府は、財政赤字の増加を危惧して政府の基金拠出増加に否定的である。ただし現在は制度の受益者が約600万人に限られており、政府は2001年にも、対象を10人未満の事業所に広げる計画を進めている⁽³⁰⁾。

雇用創出事業は、通貨危機が発生して1年以上経過してからであるが、主に海外からの借金を活用して、かなり広範にプロジェクトが実施された。とくに政府は1999年3月に発表した経済刺激および社会への緩和措置のなかで、534億バーツ追加予算を投入して公共事業を行っている。公共事業は、地方における道路修復工事や灌漑設備の補修、地方自治体での専門職・労働者の雇用などに振り向けられ、失業問題の緩和に効果があったと考えられる。また世界銀行と海外経済協力基金(OECF)による社会投資プロジェクト(SIP)では、(1)失業対策、所得補助、雇用訓練、(2)社会サービスの基盤強化、地方分権などの事業を支援している⁽³¹⁾。アジア開発銀行(ADB)の社会部門プログラムでも、(1)雇用相談所の設置、失業者への社会保障適用、労働者技能向上、(2)教育支援、(3)医療補助などの事業予算が各省庁に割り当てられた。

タイの労働政策決定過程における特徴は、1970年代から重要な労働政策の案件が生じるたびに三者構成組織を設置し、政府側、労働者および使用者の代表が委員となって審議する点にあった。これまでに賃金委員会、労使関係委員会など19の三者構成委員会が作られ、労働裁判所における審理でも、正裁判官と労使代表の補助裁判官の三者が同数の構成で進められている⁽³²⁾。このように制度的な枠組みは整備されているにもかかわらず、労働者団体の低い組織率やまとまりのなさによって、通貨危機への対応では労働者側の交渉力が発揮されているとは言い難い。最低賃金の決定、労働者解雇問題への対応、社会保障の適用拡大や拠出金負担割合などの案件では、経済緊急時の対策という面が大きく影響して、テクノクラート主導で政策が決定されている。

おわりに

本章では制度的な民主主義が確立しているタイにおいて、通貨危機が及ぼした影響を考察するとともに、危機後の経済社会再構築に関する政策がどのように実施されたのかを政治経済学的に分析してきた。ここで財政金融政策と金融制度改革、企業の債務再構築、労働・社会保障政策のそれぞれに関して、政策決定過程に果たしたアクターの役割をまとめておきたい。

まず財政金融政策と金融制度改革では、通貨危機の発生によりIMFから緊急融資を受けたため、IMFのコンディショナリティに従って、総需要管理政策と市場原則を重視した金融機関の再編が断行された。タイでは今回ほど深刻な通貨危機に直面したのは初めてであり、危機直後における中央銀行や大蔵省のテクノクラートの政策決定に対して、IMFの影響力の大きさは空前のものであった。しかし引き締め政策の弊害が現れ、また変化があまりに急激に進行したため、銀行協会などの経済団体は政策の緩和を要望し、大蔵省でも財政政策を活用して、引き締め緩和から経済刺激へと政策の重点を移していった。IMFの緊縮政策採用による予測以上の経済悪化に対し、他国と同様タイにおいても早急な経済回復を求める意見が一時台頭したが、大蔵省のテクノクラートが主導して、経済安定化政策から徐々に経済刺激政策への転換が図られている。

企業の債務再構築に関する制度では、経済問題解決のための官民連絡調整委員会の中で、経済団体の方から私的整理の枠組み整備を求める要望が政府に出され、中銀総裁を委員長とする債務再構築促進委員会が設立された。同委員会では、当初は情報提供に便宜を図り交渉を促す調整の役割に徹していたが、半年後には交渉を促進するために仲介に乗り出す方針に転換し、罰則規定も設けた。当事者の委員会に対する理解が広まるにつれて、活用が急速に進展している⁽⁸³⁾。危機に直面して、官民が協力しながら制度を整備したひとつの例であろう。また法的処理に関しては、IMFから勧告を受けた破産法

の改正に政府が取り組んだが、経営の実権を手放したくない地場企業の経営陣の声を代弁した上院議員の抵抗により、法案の成立が引き延ばされた。しかし破産法改正の準備作業は、通貨危機以前から法務省のテクノクラートによって進められて、改正の意義が関係者の中で広く理解されており、危機はこの改革の流れを加速させたと捉えることができよう。このようにタイでは、受け皿が事前に整備されていた点が、改革の進展に大きく寄与している。

労働関連の法律改正や社会保障制度の拡充は、通貨危機後、ソーシャル・セイフティネット整備の観点からテクノクラートが主導して取り組んでいる。タイの労働政策決定過程では1970年代から三者構成組織という枠組みが整備され、労働者側の意見も反映できる仕組みになっているが、現実には労働組合の低い組織率やナショナルセンター統合への失敗が、交渉力を弱める結果になってきた。通貨危機に直面して、金融や産業分野の経済団体は、従来の制度を活用しながら、政府とともに改革の方向性に関与する動きをみせている。他方で労働団体は、経済の緊急時という要因が影響している面もあるが、組織が危機に有効に対応できていないことが明らかとなった。

最後にタイでは制度的な民主主義が確立しているにもかかわらず、政党政治家はこれまで経済社会政策の決定過程において大きな役割を果たしたとはいえない。テクノクラートが主導して法改正や制度改革に取り組み、その過程で利益団体が関与を深めてきた。政党政治家の利権政治克服を全面に掲げた1997年憲法制定後に、初めて実施された2001年1月の総選挙では、タイラックタイ党（タイを愛するタイ人の意）が過半数を超える議席を獲得して、タクシン党首を首相とする新政権が発足している⁽³⁴⁾。タクシン首相が政治的な安定基盤の上に、経済政策決定において政治主導を発揮するかどうか注目したい。

〔注〕 _____

(1) タイ下院の選挙制度は、選挙区の定数が3で（人口が少ない県では選挙区の定数1, 2もあり）、有権者は投票の際に定数と同数を選ぶ方式であった。1997

年憲法において、下院の選挙制度が改正され、定数500のうち、400議席は小選挙区で選出し、残り100議席は政党名に投票する比例代表となった。

- (2) 経済制度改革関連法は全部で11法案あり、①破産法など不良債権処理や債務再構築を促進する法案、②外国人事業法や国営企業法人化法など投資を促進する法案の2種類に分けられ、政府の方針では1998年末にすべて国会を通過する予定となっていた。
- (3) 経済回復政策の第1弾は、金融機関への公的資金注入と整理統合策を盛り込んだ金融制度再建計画(1998年8月14日)。第2弾は、経済刺激および社会への影響緩和措置(1999年3月30日)。第3弾は、民間投資の奨励措置(1999年8月10日)。第2弾の政策は需要面から購買力の回復を目指し、第3弾の政策は供給面から生産や企業経営の建て直しを図っている。
- (4) 金融機関再建開発基金(FIDF)は、経営危機に陥った金融機関を救済する制度として、中央銀行内に1985年に設立された。その原資は、金融機関が預金残高の一定額を拠出してまかなう。金融システム全体の安定を目的としているが、経営改善の自助努力よりも安易な救済につながる問題点があった。
- (5) タイでは銀行のライセンス認可の規制が厳しく、新設が長らく認められてこなかったことから、通貨危機直前にはファイナンスカンパニー(FC)が全部で91社設立されており、金融機関総資産の約2割を占めていた。FCの多くは限定的な銀行業務(預金業務は行えない)と証券業務を兼業しており、地場の商業銀行や外国銀行が子会社形態で参入してきた。
- (6) タイ銀行協会タワッチャイ(Twatchai Yongkittikul)事務局長からの聞き取り。
- (7) 債権は延滞期間1カ月未満、1〜3カ月、3〜6カ月、6カ月〜1年、1年以上に5分類し(後三つが不良債権)、それぞれ1%、2%、20%、50%、100%の貸し倒れ引当率を設定した。この基準に基づいて商業銀行は、1998年12月末までに20%、1999年6月末までに40%、1999年12月末までに60%、2000年6月末までに80%、2000年12月末までに100%と、段階的に引当金を積み増している。
- (8) 財政支出は、失業者など救済対象を明確にした政策を実施できる点で、減税措置よりも優れているが、執行に時間がかかる欠点がある。他方、減税措置は効果がすぐ現れるものの、将来的に財政規律を失う危険性がある。そのため、経済回復政策第2弾では、財政支出と減税措置を併用することになった。また減税措置は一般に高所得者を優遇するため、小規模事業者に対象を絞った減税を実施している(Supharat [1999: 102-104])。
- (9) 付加価格税7%は、その後さらに半年間、適用が延長されている。
- (10) 1998年第1回経済問題解決のための官民連絡調整委員会(6月22日)審議記録(NESDB資料)より。

- (11) タイ銀行協会タワッチャイ (Twatchai Yongkittikul) 事務局長からの聞き取り。
- (12) 債務再構築促進委員会事務局タムノン (Tumnonng Dasri) 課長からの聞き取り。
- (13) 通貨危機に直面したアジア各国では、企業の債務再構築を促進するために、ロンドン・ルールの子組みを独自に改良したガイドラインを定めている。タイで導入されたCDRAC監督下の私的整理の特徴は、次の三つを兼ね備えている点にある。①すべての金融機関が協定に参加、②期限を設けて仲裁の規定、③期限内に合意に至らないときの罰則規定(Claessens et al. [1999: 17], 東[2001: 167])。
- (14) 大蔵省財政経済局における聞き取り。
- (15) 政府は1998年12月9日、経済関連11法案の成立必要性を文書で発表している。
- (16) 法務省民事執行局会社更生事務所ウィシット (Wisit Wisitsora-At) 所長からの聞き取り。
- (17) 法務省民事執行局会社更生事務所ウィシット (Wisit Wisitsora-At) 所長からの聞き取り。
- (18) 石油化学大手タイ・ペトロケミカル・インダストリー (TPI) 社の会社更生手続きでは、経営権を奪われることを恐れた創業者(債務者)が、有利な条件を引き出そうと交渉を引き延ばす戦術に出て抵抗したため、債権銀行団主導で更生計画策定人が選出されている。
- (19) 中小企業の債務処理は、銀行ごとに債務者リストを提出し、簡易手続き(SA)を用いて60～90日で合意を目指す。なお大企業の債務処理では、合意までに5～7カ月を要する。
- (20) 臨時労働者は雇用期間が定められており、契約を更新しなくても雇用主が解雇手当を支払う必要がない(新労働保護法第118条3項)。そのため実質的には解雇であるが、公式の数字には含まれず、規模が把握されていない。
- (21) 国営企業の労働組合は、1991年2月のクーデタ後に解散を命じられ、従業員職員組合に改組していたが、国営企業労働関係法が2000年4月にようやく国会で成立し、再び労働組合を結成できるようになった。ただし以前とは異なると、1国営企業に1組合のみ設立できる。
- (22) ランシット地区労働組合グループのスキャンター (Sugarnta Sookpaita) 女史からの聞き取り。
- (23) 特別手当(退職一時金)の支給に関して労働裁判所は、労使間の合意が曖昧であったという理由で、労働者側敗訴の判決を下している。
- (24) 労働社会福祉省労働保護・福祉局における聞き取り。
- (25) 労働者援護基金には、①労使が積み立てて、労働者が死亡または解雇の際に

- 支給する基金、②使用者が解雇手当を支払わないなど労働者が直面している問題を緩和するために、労働者援護基金委員会が審査して支給する基金の2種類あり、前者はまだ施行されていない（労働社会福祉省労働保護・福祉局における聞き取り）。
- (26) 使用者協会は、労働組合と同様に、労働関係法の規定に基づき、使用者側が労働社会福祉省に登録している団体で、その頂上組織である使用者団体協議会は、三者構成組織の使用者側代表である。タイ工業連盟などの経済団体とは、立場が必ずしも一致していない。
- (27) 通貨危機で影響を受けた労働者の負担を軽減するために、失業問題が深刻であった1999年7～12月に限って、解雇者に対する社会保障の適用を延長した。また病気など4種類の抛割割合は1998～2000年に1%へ引き下げていたが、さらに2年間延長している（労働社会福祉省社会保障局における聞き取り）。
- (28) 政府は、社会保障基金への抛出に関して、上述の大蔵省貯蓄政策委員会の結論とは異なり、労使ほどではないが、一定の役割を引き続き求められることになった。また当初、労使の抛出は2001年から3%へ引き上げる予定であったが、社会的な影響緩和措置として、実施が2年延期されている（労働社会福祉省社会保障局における聞き取り）。
- (29) なお失業保険のための社会保障基金への抛出は、給与の5%を超えないと定めている。
- (30) 労働社会福祉省社会保障局における聞き取り。
- (31) 社会投資プロジェクト（SIP）は、経済危機の影響を緩和する目的で実施され、(1)の短期的な社会問題を解決するためのプロジェクト、(2)の長期的な視野で地方分権やコミュニティの強化を図るプロジェクトに分けられる。(2)のプロジェクトは地方で企画を立案する点に特色があり、(a)コミュニティの小規模プロジェクトに無償援助する社会投資基金（SIF）、(b)地方都市の基盤整備プロジェクトに有償援助する地方都市開発基金（RUDF）の2基金がある。貯蓄銀行にこれら2基金の事務局が置かれ、委員会のもとでプロジェクトの選定が行われている。設立当初は、プロジェクトの選定が厳しく実施に時間がかかっていたが、徐々に進捗してきている（大蔵省財政経済局における聞き取り）。
- (32) 労働裁判所の補助裁判官の選出は、労働者側と使用者側それぞれ選挙で行われる。労働組合または使用者協会が推薦した者のみ立候補でき、1組合または1協会につき1名が投票できる。補助裁判官の定数は労働者側、使用者側とも150名で、投票では定数分選ぶ。労働者側あるいは使用者側の全国組織のなかには、傘下に小規模な組合あるいは協会を多く設立して、選挙を有利に進めることを意図している組織もある（浅見[1997: 21]、労働裁判所における聞き取り）。
- (33) ただし企業債務再構築の合意内容では、債務返済の繰り延べや利子の減免と

いった方法が多く、経済成長率の低下や金利の上昇が将来起これば、再び企業が債務支払い不能に陥る危険性がある(Bank of Thailand [1999: 19], 東[2001: 181])。

- (34) 総選挙の結果、下院総定数500議席のうち、タイラックタイ党は248議席を獲得し、その後吸収合併したセーリータム(自由正義)党14議席を加えて、過半数を超える262議席となった。タイでは1970年代以降、第一党が過半数の議席を獲得したことはなかった。またタクシン内閣は、タイ国民党と新希望党を加えた連立政権で、3党合わせると339議席に達する。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 浅見靖仁[1997]「タイの労働裁判所—その設立の経緯と機能—」(『大原社会問題研究所雑誌』(467))。
- [2000a]「労働政策—制度化とインナーサークルの形成—」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター—』アジア経済研究所)。
- [2000b]「タイ：経済危機への取り組みと変革の胎動」(日本労働研究機構『アジア経済危機と各国の労働・雇用問題』)。
- 末廣昭[2000]「アジア通貨・経済危機と労働問題—タイの事例—」(加瀬和俊・田端博邦編『失業問題の政治経済』日本経済評論社)。
- 末廣昭・東茂樹[2000]「タイ研究の新潮流と経済政策論」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター—』アジア経済研究所)。
- バンディット・タナチャイセータウィット(末廣昭・浅見靖仁編集)[1999a]「タイの経済危機と労働問題(1):労働者の状況」(『労働法律旬報』(1451))。
- [1999b]「タイの経済危機と労働問題(2):労働組合の状況」(『労働法律旬報』(1452))。
- 東茂樹[1998]「中部タイ農村経済の構造変化」(加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織』アジア経済研究所)。
- [2000a]「産業政策—経済構造の変化と政府・企業間関係—」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター—』アジア経済研究所)。
- [2000b]「タイの経済開発と金融制度—金融セクターにおける経済安定化政策と経済成長政策—」(東茂樹編『発展途上国の国家と経済』アジア経済研究所)。
- [2001]「タイの制度改革と経済再建—金融・企業の再構築は進展するのか—」(末廣昭・山影進編『アジア政治経済論—アジアの中の日本をめざして—』NTT出版)。

〈英語文献〉

- Amaret Sila-on [1998] “The FRA and the Financial Crisis,” in Thailand Development Research Institute ed., *TDRI Quarterly Review*, 13(3), Bangkok: Thailand Development Research Institute Foundation.
- Claessens, Stijn, Simeon Djankov and Daniela Klingbeil [1999] *Financial Restructuring in East Asia: Halfway There?*, Financial Sector Discussion Paper No. 3, The World Bank.
- Heller, Peter S., Robert Gillingham, Alfredo Cuevas and Stanford G. Ross [1998] *Thailand: Implementation of the Social Security System*, Fiscal Affairs Department, International Monetary Fund.
- Meyerman, Gerald E. [2000] “The London Approach and Corporate Debt Restructuring in East Asia,” in Charles Adams, Robert E. Litan and Michael Pomerleano eds., *Managing Financial and Corporate Distress: Lessons From Asia*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Ministry of Labour and Social Welfare ed. [各年版] *Year Book of Labour Statistics*, Bangkok: Department of Labour Protection and Welfare.
- Sauwalak Kittiprapas [1999] “Social Impacts of Thai Economic Crisis,” in *Social Impacts of the Asian Economic Crisis in Thailand, Indonesia, Malaysia, and the Philippines*, Bangkok: Thailand Development Research Institute Foundation.
- Tumnong Dasri [1999] “Out-of-Court Corporate Debt Restructuring in Thailand,” in Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin*, 39(4).

〈タイ語文献〉

- Bandhit Thanachaisettawut [1999] *Khabutankan Sahaphap Reng-ngan Thai chak Ro. So. Cho. thung yuk IMF* [国家秩序維持団からIMF時代までのタイ労働組合の運動軌跡], Bangkok: Arom Phonpha-ngoen Foundation.
- [2000] *Khongsang Ongon Rengkan lae Traiphaki nai Prathet Thai* [タイにおける労働組織と三者構成組織の構造], Bangkok: Arom Phonpha-ngoen Foundation.
- Bank of Thailand [1999] *Raingan Pracam Pii 2542: Kan Prapprung Khongsang Nii* (1999年年次報告：債務再構築), Bangkok: The Corporate Debt Restructuring Group.
- Bank of Thailand [2000a] *Siti Prayot Kan Prapprung Khongsang Nii* [債務再構築の恩典], Bangkok: The Corporate Debt Restructuring Group (第2版, 初版は1999年).
- [2000b] *Luknii dai Arai chak Sanya rawang Chaonii, Sanya rawang Luknii*

- Chaonii nai Kan Prapprung Khongsang Nii* [債務再構築の債権者間および債務者・債権者間の協定で、債務者は何を得られるか], Bangkok: The Corporate Debt Restructuring Group (第2版, 初版は1999年).
- Ministry of Finance, Fiscal Policy Office [1998] *Neuthang Damnoen Matrakan thang Kan-ngoeng Kan-khlang phua Kae Panha Sethakit khong Rathaban* [政府の経済問題解決のための財政金融措置の実施方向性], Bangkok: Fiscal Policy Office.
- Nipon Poapongsakorn [2000] "Kan Prap Krongsang Nii khong Phak Thurakit: Kan SangSataban ti mi Prasitiphap [企業分野の債務再構築: 効率的な制度の構築]," in Kan Sammana thang Wichakan Pracham pi 2543 ruang *Setthakit Thai lee pai Khang Na* [タイ経済の先を見る], Bangkok: Faculty of Economics, Thammasat University.
- Sauwalak Kittiprapas and Cheta Intrawithak [1999] *Kan Praptua khong Tlat Renggan Thai Phaitai Phawa Wikrit Setthakit* [経済危機下のタイ労働市場の適応], Bangkok: Thailand Development Research Institute Foundation.
- Supharat Khawatkun [1999] "Kan Damnoen Nayobai Kan-khlang nai chuang Wikrit Setthakit [経済危機時の財政政策運営]," in Nipon Poapongsakorn ed., *Chak Wikrit Sethakit su Pracha Sangkom, Nangsu thi Raluk Khrop Rop 60 pi Archan Ammar Siamwalla* [経済危機から市民社会へ: アンマー・サヤームワラー先生選暦記念本], Faculty of Economics, Thammasat University.
- Surakiart Sathirathai [1999] "Kotmai Setthakit 11 chabap: Botsaton Krabuan-kan Banyat Kotmai Thai [経済関連11法案: タイ法律制定過程の分析]," in Nipon Poapongsakorn ed., *Chak Wikrit Sethakit su Pracha Sangkom, Nangsu thi Raluk Khrop Rop 60 pi Archan Ammar Siamwalla* [経済危機から市民社会へ: アンマー・サヤームワラー先生選暦記念本], Faculty of Economics, Thammasat University.
- Sutee Supanit [1999] *Lak Kotmai: Lomlalai lae Kan FunFu Kichakan* [法原則: 破産および事業更生], Bangkok: Winyuchon Publication House.